

一般接見の禁止と罪証隠滅のおそれ

【文献種別】 決定／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和7年8月14日

【事件番号】 令和7年(し)第672号

【事件名】 接見等禁止の裁判に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件

【裁判結果】 原決定取消し

【参照法令】 刑事訴訟法81条

【掲載誌】 判タ1537号32頁、裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25574489

南山大学教授 岡田悦典

事実の概要

被疑者は、「被疑者は、正当な理由がないのに、令和7年5月9日午後7時28分頃から同日午後7時33分頃までの間、ひそかに、A県N市内のアパートに居住する女性に対し、同アパートの浴室窓から携帯電話機を浴室内に向けて差し入れ、同人の性的な部位等を撮影しようとしたが、同人に気付かれたためその目的を遂げなかった」とする被疑事実で、令和7年8月1日に勾留された。裁判所は、同日、検察官の請求により、被疑者に対して、弁護人又は弁護人となる者等以外の者との接見等を禁止する旨の裁判をした。期間は「公訴の提起があるまで」とされた。これに対して、弁護人が同月4日に準抗告を申し立てた。しかし、同日、準抗告審は、被疑事実の性質、内容、被疑者の供述状況及び供述内容からすれば、被疑者が、罪体や重要な情状事実について、関係者と通謀するなどして罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、これを防止するためには、刑訴法39条1項に規定する者以外の者との接見等を禁止する必要があると認められるとして、被疑者の母を含めて接見等を禁止した裁判の判断は正当であるとした（準抗告棄却）。これに対して、特別抗告が申し立てられた。特別抗告審は、以下の通り決定して、原決定を取り消し、差し戻した。なお、その後、準抗告審は、「共犯者や関係者の存在がうかがえない事案であること、犯人の容貌を含む犯行状況の一部始終が記録された収集済みの防犯カメラ映像に依拠する証拠構造であること等の事案の性質、内容に加え、被疑者が犯行日時頃に被害者方敷地内にいたことを逮捕直後から自

認していることに照らせば、被疑者が犯行自体を否認しており、犯行時の着衣も未発見であることを踏まえても、被疑者が接見等により実効的な罪証隠滅に及ぶ現実的なおそれがあるとはいはず、勾留に加えて接見等を禁止すべき程度の罪証隠滅のおそれがあるとは認められない」として、接見等禁止請求を却下した（松山地決令7・8・18〔LEX/DB25624244〕）。

決定の要旨

「……本件は、事案の性質、内容をみる限り、被疑者が被疑事実を否認しているとしても、勾留に加えて接見等を禁止すべき程度の罪証隠滅のおそれがあるとはうかがわれない事案であるから、原審は、原々裁判が不合理でないかどうかを審査するに当たり、被疑者が接見等により実効的な罪証隠滅に及ぶ現実的なおそれがあることを基礎付ける具体的な事情が一件記録上認められるかどうかを調査し、原々裁判を是認する場合には、そのような事情があることを指摘する必要があったというべきである。そうすると、そのような事情があることを何ら指摘することなく原々裁判を是認した原決定には、刑訴法81条、426条の解釈適用を誤った違法があり、これが決定に影響を及ぼし、原決定を取り消さなければ著しく正義に反すると認められる。」

判例の解説

一 問題の所在

裁判所は、「逃亡し又は罪証を隠滅すると疑う

に足りる相当な理由」があるとき、検察官請求または職権で、「勾留されている被告人と第39条第1項に規定する者以外の者との接見を禁じ」ることができる（刑訴法81条）。刑訴法81条は、被告人に対するものであるが、被疑者に対しては、刑訴法207条1項で、「勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する」と規定され、同81条は、被疑者に対しても適用される。

問題は、家族などによる被疑者への接見等（以下「一般接見」とする。）を刑訴法81条によって禁止する処分が、この半世紀の間に増加していったことである。そこで、罪証隠滅を疑うに足りる相当の理由が、抽象的に判断されているのではないか、無意味な一般接見の禁止は権利保障と逆行するのではないかとする批判が寄せられてきた。ところが、国民の権利意識の変化・向上、裁判員制度の導入などの刑事司法改革の進展により、捜査段階の身柄拘束制度の在り方について、近時、見直しの機運が高まりつつあった。

本決定は、その流れの中にあって、一般接見の禁止に関する緩和の方向性を示すものとして注目されよう。ただし、実務における一般接見の禁止の運用を前提としたものであるので、そのことを踏まえて、本決定の意義を検討する必要がある。

二 一般接見の禁止の動向

そもそも刑訴法81条は、大正時代に制定された旧刑事訴訟法112条を引き継いだものと考えられ、禁止のための条文として、一箇条があるのみである。「逃亡」のおそれについては、ほとんど適用が想定されず¹⁾、もっぱら、罪証隠滅のおそれが禁止の理由となっているのが、実態である。もっとも、禁止するにしても、旧法の条文を受け継いだのみであって、その手続的運用については、法律上規定されないまま、今日に至っている²⁾。

一般接見の禁止が、例外的かつ具体的なものであれば、その運用は、あまり問題にはならないのかもしれない。確かに、現行刑訴法制定以降、1950年代には、一般接見禁止の年間請求数が5,000件に満たない時代もあった（1954年、1955～56年）³⁾。しかし、その後、同請求数は急増し、2000年の当初は50,000件を超える時期もあった（直近では、2024年の請求数が47,122件である）⁴⁾。そして実際には、一般接見禁止の請求の9割以

上が、例年、禁止として決定される⁵⁾。このような状況から、罪証隠滅のおそれを具体的にではなく、抽象的に判断していることを物語るものと評価されても、致し方ないところがある。

しかも、現在の実務では、いったん一般接見の禁止がなされると、個別的に被疑者・被告人に対して、具体的な禁止がなされるわけではない。すなわち、一般接見の禁止が、本事案のように「公訴提起に至るまでの間」とされ、さらにその後も、「第1回公判期日終了に至るまで」という終期が示され、決定されることが、一般的である。しかし、そのような禁止の状態は、その期間中は、事実上の全面的禁止がなされることとなり、仮に「第1回公判期日終了に至るまで」という終期が示されたとすれば、公判準備に時間がかかるべきほど、一般接見の禁止は、長期化することとなる。ところが、被疑者段階から一般接見が禁止されることとなると、被疑者段階では「公訴提起に至るまでの間」と終期が示されることとなり、ここで審査のために一息つくことで、さらにその後、禁止決定において終期が示されることとなるので、実務上、このような一般接見の禁止の運用を、効率的に実現できているといわれる。

しかし、禁止措置を受ける側からすると、ある意味、有無をいわざずに一般接見の禁止状態が長期間続くこととなり、被疑者・被告人は心理的に不安定な環境に置かれることとなる。罪証隠滅のおそれは時間の経過とともに変化することもあるが、当事者から解除や取り消しを申し立てる手続すら法定されているわけではない。ようは、禁止規定が81条にあるのみであって、一般接見の禁止が、一般の人々から見て理解することが難しい、独自の実務として作り上げられ、その運用に委ねられて、今日に至っている。さらに、逮捕段階では、一般接見の規定すら存在しないことから、当然のごとく一般接見はない状態となっている。

21世紀の時代にあって、このような「手続の不備」の状態が果たして妥当なのかが、今日、問われているといえよう。そして、そのような中で、さらに、81条の罪証隠滅のおそれを、具体的に検討するということがないとすれば、被疑者・被告人と、弁護人以外の者との外部交通を、ほぼ完全に一定期間遮断することができ、そうであるとすれば、実際上の必要があるか否か十分に吟味していないといわれても、不思議ではない。

三 本決定の意義

1 「罪証隠滅のおそれ」の解釈

本決定は、「事案の性質、内容をみる限り」では、勾留に加えて「罪証隠滅のおそれがあるとはうかがわれない事案」であるから、「実効的な罪証隠滅に及ぶ現実的なおそれ」を確認すべきであるとする。そして決定は、そのような事情がないので、刑訴法 81 条の解釈適用を誤っているとして、違法と断じた。したがって、このことは、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」の解釈に、ある種の実質的判断、すなわち「現実的なおそれ」を要求したものとして、重要な意義があると考えられよう。

この動きは、近年の勾留の実務の動向と一貫している。すなわち、今日では、勾留要件についても、罪証隠滅のおそれに関する判断にあたっては、「現実的なおそれ」を求める流れとなっており、最高裁でも、これを明白に言及した決定が、近時、登場している。これらと軌を一にして、最高裁は、一般接見の禁止についても、やや事案が異なるものの、「接見等を禁止すべき程度の罪証隠滅のおそれの有無に関し、原決定が具体的に検討した形跡は見当たらない」として、刑訴法 81 条の解釈適用の違法を認めたものが登場した⁶⁾。すなわち、最高裁平成 31 年決定は、傷害致死事件で、「第 1 回公判期日の終了まで」とした一般接見の禁止措置を、「実効的な罪証隠滅に及ぶ現実的なおそれがある」とはいえないと指摘した。本決定も、同様の適用を行ったものといえる。

2 公訴提起前の一般接見の禁止について

これらの動向のもと、近時の下級審判例には、一般接見の禁止決定の適否が争われたいくつかの事案がある。一つは、共謀による窃盗の事件で、被告人が現場に行っていないと否認し、第 1 回公判期日でアリバイを主張していたとするものである。そして、その後の一般接見の禁止の必要性が高いとして、接見禁止の決定を妥当としたものがある⁷⁾。あるいは、共犯による強盗の事件で、「共犯者や共謀の成立経緯に関与しているとかがわれる者等に対し、直接又は間接に働き掛けるなどして、犯罪事実や重要な犯情事実につき罪証を隠滅するおそれ」があるとして、第 2 回公判期日終了まで、期日が未指定であるものの、一般接見の禁止を認めた事例がある⁸⁾。さらには、6 名の共謀による住居侵入の事案で禁止が認められたも

のがある。この事案は、被告人が住居侵入の事実を否認しているところ、第 2 回公判期日終了に至るまで禁止する決定が是認されたものである⁹⁾。一方、恐喝事件で、「検察官の立証構造、審理の進捗状況」からすると、第 3 回公判期日が終了した段階で、第 4 回公判期日が終了する日まで、一般接見を禁止しなければ防止できないほど、「高度の実効性を持った罪証隠滅行為を被告人が行い得ると認めるに足りない」として、一般接見の禁止請求を却下したもの¹⁰⁾、がある。

このような事案は、そもそも禁止決定が、公訴提起後、第 1 回公判期日が開催された以降になされたものである。したがって、諸事案が接見禁止の運用の実態を示しているとはいえ、公判中心主義からすると、極めて異例のものと見なければならない。そして、これらの事案と比較すると、本事案は、明らかに異色のものといってよい。すなわち、本決定は公訴提起前の捜査段階の事案判断として、意義があるといえる。

3 性的姿態等撮影未遂被疑事件の一般接見の禁止について

しかも、具体的な事案は、性的姿態等撮影未遂被疑事件であることも注意すべきである。本決定は、明らかに事案の性質を重視しているように見える。同様の事案として、注目すべきは、勾留請求に関する最決平 26・11・17 である¹¹⁾。いわゆる地下鉄車両内で少女の太腿などを触ったとする迷惑行為防止条例違反事件である。同決定は、勾留の必要性を判断する要素として、「罪証隠滅の現実的可能性」を要求した。そして、「被疑者が被害少女に接触する可能性が高いことを示すような具体的な事情がうかがわれない」として、勾留を認めたことを違法とした¹²⁾。

近時では、迷惑行為防止条例違反として対応されていた盗撮行為が、新たな立法によって、処罰対象となった。したがって、本事案は、最決平 26・11・17 の事案と同類型のものに該当するといってよい。本事案では、被疑者が否認しているとはいえ、勾留の適否が争われているわけではなく、一般接見の禁止の事案であるから、最高裁平成 26 年決定のように、被害者との接触に関する現実的可能性を議論する必要はない。勾留段階で、証拠構造上、十分な証拠物件があって、単独の事案であれば、もはや家族などと通謀する意味も乏しく、罪証隠滅の現実的なおそれは、極めて乏し

い。よって、現実的なおそれは、個々の事案によるであろうが、本事案のような類型に関するものについては、一般的に、罪証隠滅の現実的なおそれではなく、一般接見の禁止は、原則として認められないことを、本決定は示したものと考えてよいであろう。さらには、安易な一般接見の禁止を戒めるものといってよいと考えられる。もっとも、本決定は一つの事案判断であるので、おのずと限界がある。本決定を踏まえて、今後、議論すべき点をいくつか検討してみたい。

四 本決定の限界

1 勾留と一般接見の禁止との区別

まず、本事案は、一般接見の禁止に関するものであって、勾留されている上での事案である。したがって、最決平26・11・17と同様の事案だとしても、勾留における「罪証隠滅のおそれ」の是非が検討されているわけではなく、刑訴法60条の勾留要件と81条の要件との差異が区別されて示されているわけではない。

しかし、勾留に重ねて一般接見が行われるのであるから、本来は、勾留だけでは足りない事情がある場合に、一般接見の禁止が決定されてしかるべきである。したがって、罪証隠滅のおそれは、勾留のそれよりもさらに具体的な理由が要求されるというべきである¹³⁾。それゆえ、刑訴法81条の罪証隠滅の現実的なおそれは、勾留のそれよりも、より高度かつ具体的な、現実的可能性を意味するものと解すべきである。この点、最高裁決定は、現実的なおそれを指摘しているのみで、勾留要件との区別については沈黙している。ただし、決定は「勾留に加えて」と表現しているから、当然に、勾留要件との差を意識した表現であるとは、少なくともいえるであろう。

2 罪証隠滅の現実的なおそれの審査方法

また、現実的なおそれを取り上げるとすれば、その表現が単なるリップサービスにならないように、注意すべきであろう。裁判体によって、判断をすること自体が難しい状況があつてはならないのであって、具体的な基準の確立が重要である。そして、そのためには、単に共犯関係の事案である、否認の事案であるというだけではなく、「事案の性質、内容」について、検証する必要がある。

また、現実的なおそれは、時の経過とともに変化しうるし、公訴提起前と公訴提起後とでは、も

ちろん、状況は異なるはずである。事後の変化への対応は、準抗告も棄却され決定が確定した後は、現状では、裁判所の職権発動に期待することが考えられよう。そこで、外部交通という重要な権利制約を決定している以上、現行法の枠組みにおいても、現実的なおそれがなくなったと考えられる場合には、職権で禁止を解除するという裁判所の職権発動の在り方が、議論されてしかるべきであろう。

●—注

- 1) 河原俊也「接見等禁止」判タ1108号(2003年)45頁。
- 2) 岡田悦典「刑訴法81条の接見等禁止についての一考察」石田倫識ほか編『大出良知・高田昭正・川崎英明・白取祐二先生古稀祝賀論文集 刑事法学と刑事弁護の協働と展望』(現代人文社、2020年)461~464頁。
- 3) 司法統計年報によれば、1954年が3,922件、1956年が4,454件、1957年が4,550件であった。詳しくは、岡田・前掲注2)465~467頁参照。
- 4) 令和6年司法統計年報による。
- 5) 令和6年司法統計年報によれば、決定数は42,883である。
- 6) 最決平31・3・13 裁時1720号5頁、判時2423号111頁、判タ1462号33頁、集刑325号83頁。
- 7) 東京高決令1・9・20高等裁判所刑事裁判速報集(令1)号263頁。
- 8) 東京高決令1・11・1高等裁判所刑事裁判速報集(令1)号300頁。
- 9) 東京高決令2・9・29高等裁判所刑事裁判速報集(令2)号250頁。
- 10) 大阪高決令1・7・12[LEX/DB25563291]。福島至=高平奇恵「判批」刑弁107号112頁参照。
- 11) 最決平26・11・17 裁時1617号17頁、判時2245号129頁、判タ1409号129頁、集刑315号183頁。
- 12) 同様に「現実的可能性」の程度が高い事案ではないとして、勾留を違法としたものとして、横領事案に関する最決平27・10・22 裁時1638号2頁、集刑318号11頁がある。
- 13) 81条の罪証隠滅のおそれについて、河原・前掲注1)45頁は「勾留だけでは防止できないような強度の罪証隠滅のおそれを意味する、あるいは、勾留の場合に比してより具体的に予見されるものであることを要する点について、一般論としては、おおかたの異論を見ない」とする。また、中山善房ほか編『大コンメンタル刑事訴訟法 第2巻[第3版]』(青林書院、2024年)126頁は、「勾留による身柄拘束によっては防止できない程度に具体的な危険が予見されるものであることを要する」と解するのが、通説であるとする。